

り全額の弁済が見込まれるものである。

そうすると、訴外会社の連帶債務者である訴外人において、訴外会社の有する財産をもつて原告に対する債務を弁済可能であると考えたとしても不合理ではなく、本件証拠上に顯れている限りにおいては、訴外人に、原告ら債権者に対する主観的害意を肯定することは困難であると言うよりない。

ウ まとめ

以上からすると、本件各不動産の被告に対する贈与行為につき詐害行為性を肯定するには足りないものである。

(3) 抗弁について

本件各不動産の被告に対する贈与行為について詐害行為性を肯定できない以上、被告（受益者）の認識対象を欠くので、抗弁事実（受益者の善意）について検討するまでもなく原告の請求は理由がない。

四 結論

よって、原告の請求は理由がないので棄却することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法六一条を適用して、主文のとおり判決する。

（裁判官 佐藤晋一郎）

別紙 物件目録へ略
別紙 内入金明細書へ略
別紙 損害金計算書へ略

知的財産権

△ 実施料請求が却下された事例

〔特許実施料請求事件、東京地裁平一七(一四四四一號)・平17・10・21民
四七部判決、却下(控訴)〕

「るものとする。」旨の条項（本件合意）が存在したところ、被告は、原告と被告との間には、仲裁合意が成立していない旨主張した。原告は、これに対し、①ランニング・ロイヤルティの未払を理由に本件契約を解除したこと、②被告は、本件契約の規定に反し、仲裁の手続を経ることなくうち二件の特許に對し無効審判を請求したこと等を反論として主張した。

二 本判決

本判決は、本件合意は、既に生じた民事上の紛争又は将来において生ずる一定の法律関係に関する民事上の紛争の全部又は一部の解決を以上の仲裁人にゆだね、かつ、その判断に服する旨の合意であるから、仲裁法二条一項所定の仲裁合意と認め、同法一三条一項により、効力を有し、本件訴えは、本件合意の対象となる民事上の紛争について提起されたことが明らかであり、同法一四一条各号所定の事由も認められないとして、却下を免れないとした。

原告の反論についても、①原告の解除通知によつて契約が終了したとしても、仲裁法一三条六項によれば、本件契約の解除によつて、本件合意の効力がさかのばつて無効になるものではないし、②本件契約中のいかなる規定も、被告が本件各特許の有効性を争うことを妨げるものではない旨定められているなどとして、これを排斥したものである。

三 説明

仲裁合意に関しては、旧法時代から、訴訟要件の一つであるとされ、仲裁契約の抗弁が提出された場合には、訴えを却下すべきであるとされてきた（小島武司・高桑昭編・注解仲裁法六八）。平成一五年法律第一三八号により、この点が明文化された。

仲裁法二条一項は、仲裁合意とは、「既に生じた民事上の紛争又は将来において生ずる一定の法律関係に関する民事上の紛争の全部又は一部の解決を一人又は二人以上の仲裁人にゆだね、かつ、その判断に服する旨の合意」で

ある旨規定し、同法一三条一項により、「当事者が和解をすることができない民事上の紛争を対象とする場合に限り、その効力を有する」とされていれる。知的財産権をめぐる紛争のうち、特許権侵害の差止めや損害賠償をめぐる紛争は仲裁適格があるのに對し、特許の有効性そのものをめぐる争いは、特許庁の無効審判手続に専属的に委ねられており、仲裁適格を否定すべきものとされている（青山善充「仲裁契約」新・裁判実務大系③「国際民事訴訟法」四二〇）。ライセンス契約から生ずる紛争も、仲裁適格がある典型とされているところ、本件合意は、特許ライセンス契約に関するものであり、仲裁法二条一項所定の仲裁合意として、効力を有する。

仲裁合意の対象となる民事上の紛争について訴えが提起されたときは、仲裁法一四条一項ただし書各号所定の場合を除き、却下すべきものである（同条一項本文）。

判例・学説により、仲裁合意の独立性（分離可能性の理論）が認められており、仲裁契約は、主たる契約に付隨して締結されるものであるが、その効力は、主たる契約から分離して、別個独立に判断されるべきものであり、仲裁契約の効力は、当事者間に特段の合意がない限り、主たる契約の成立に瑕疵があつても、これによって影響を受けない（最三判昭50・7・15民集二九・六・一〇六一、前掲青山四二〇、小山昇・仲裁法六七、柴田保幸・最判解民昭50・三三六）。仲裁法一三条六項は、仲裁合意の独立性を、明文をもつて定めたものであり、主たる契約の無効・取消し・解除によつて当然に仲裁合意が無効になり、取り消され、解除されるわけではない（近藤昌昭ほか・仲裁法コンメンタール五三）。原告は、①契約解除及び②被告の契約違反（無効審判請求）を主張したが、いずれも、仲裁合意の効力を否定するものとはいえない。

本件は、仲裁法施行後において、仲裁合意と認められ、仲裁法一四条一項ただし書に当たらないとされた事例として意義があるので、ここに紹介する。

△参考条文△ 仲裁法二条・一三条・一四条

△当事者△ 原告 太陽インキ製造株式会社 同代表者代表取締役 釜 范 裕 一

同訴訟代理人弁護士

和 泉 芳 郎

鈴 江 武 彦

河 野 哲 哲

中 村 誠

タムラ化研株式会社

同代表者代表取締役

竹 村 芳 樹

中 島 敏

阿 部 隆 德

同訴訟代理人弁護士

被 告

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

(2) 原告と被告間の特許ライセンス契約の存在

△参考条文△ 仲裁法二条・一三条・一四条

△当事者△ 原告 太陽インキ製造株式会社 同代表者代表取締役 釜 范 裕 一

同訴訟代理人弁護士

和 泉 芳 郎

鈴 江 武 彦

河 野 哲 哲

中 村 誠

タムラ化研株式会社

同代表者代表取締役

竹 村 芳 樹

中 島 敏

阿 部 隆 德

同 訴訟代理人弁護士

被 告

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

△参考条文△ 仲裁法二条・一三条・一四条

△当事者△ 原告 太陽インキ製造株式会社 同代表者代表取締役 釜 范 裕 一

同訴訟代理人弁護士

和 泉 芳 郎

鈴 江 武 彦

河 野 哲 哲

中 村 誠

タムラ化研株式会社

同代表者代表取締役

竹 村 芳 樹

中 島 敏

阿 部 隆 德

同 訴訟代理人弁護士

被 告

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

△参考条文△ 仲裁法二条・一三条・一四条

△当事者△ 原告 太陽インキ製造株式会社 同代表者代表取締役 釜 范 裕 一

同訴訟代理人弁護士

和 泉 芳 郎

鈴 江 武 彦

河 野 哲 哲

中 村 誠

タムラ化研株式会社

同代表者代表取締役

竹 村 芳 樹

中 島 敏

阿 部 隆 德

同 訴訟代理人弁護士

被 告

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

△参考条文△ 仲裁法二条・一三条・一四条

△当事者△ 原告 太陽インキ製造株式会社 同代表者代表取締役 釜 范 裕 一

同訴訟代理人弁護士

和 泉 芳 郎

鈴 江 武 彦

河 野 哲 哲

中 村 誠

タムラ化研株式会社

同代表者代表取締役

竹 村 芳 樹

中 島 敏

阿 部 隆 德

同 訴訟代理人弁護士

被 告

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

△参考条文△ 仲裁法二条・一三条・一四条

△当事者△ 原告 太陽インキ製造株式会社 同代表者代表取締役 釜 范 裕 一

同訴訟代理人弁護士

和 泉 芳 郎

鈴 江 武 彦

河 野 哲 哲

中 村 誠

タムラ化研株式会社

同代表者代表取締役

竹 村 芳 樹

中 島 敏

阿 部 隆 德

同 訴訟代理人弁護士

被 告

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

場合には、国際商業会議所（ICC）の規則に基づいて仲裁に付する旨の仲裁合意が成立している。

したがって、仲裁法一四条に基づき、原告の本件訴えは却下されるべきである。

三 被告の本件前の主張に対する原告の反論

(1) 原告は、被告に対し、平成一七年三月二十五日付けで、被告の支払うべきランニング・ロイヤルティの未払を理由に本件契約を解除する旨の通知（以下「本件解除通知」という。）をした。

被告は、原告の解除通知後四〇日を経過しても、上記未払ランニング・ロイヤルティを支払わなかつた。

しかも、被告は、同月二十九日付けで、本件解除通知は効力を有しない旨原告に通知しただけで、本件契約第一二条二項に定める仲裁の申立てをしなかつた。

以上により、本件契約は、平成一七年四月九日に解除により終了した。

したがつて、本件契約の存続を前提とした被告の本件前の主張は失当である。

(2) 被告は、本件各特許について、本件契約第一五条の規定に反し、仲裁の手続を経ることなく、うち二件の特許に対し無効審判を請求している。したがつて、被告の本件前の主張は理由がない。

第三 当裁判所の判断

一 被告の本件前の答弁について
（1） 証拠によれば、次の事実が認められる。

ア 原告と被告は、平成一四年一〇月一日、請求原因(2)記載の内容を含む本件契約

を締結した。

イ 本件契約第一五条には、仲裁及び準拠法に関し、次の条項がある。（以下「本件合意」という。）。

(ア) 「本契約」から又は「本契約」に関して又は「本契約」に関連して「本契約」両当事者間に生じることがあるいかなる紛争、論争又は意見の相違も、両当事者間の交渉により友好的に解決する。但し、かかる各事項を合理的な期間内に解決することができない場合、当該事項は、国際商業会議所の規則に基づいて仲裁に付するものとする。仲裁は、三人の仲裁人で構成するものとし、各当事者が一人を任命し、議長となる第三仲裁人を両当事者が任命した

ことによって、仲裁手続を開始することができる。各当事者は、相手方当事者に書面にて通知し、自己の任命する仲裁人の氏名を提供することにより仲裁手続を開始することができる。

(イ) 「本契約」は日本国法に準拠して解釈され、仲裁地は日本国東京とする。

ウ 国際商業会議所日本委員会による平成一〇年一月一日発効のICC仲裁規則には、国際性を有しない紛争、すなわち、国内紛争についても仲裁による解決を提供すること（第一条）、同規則における仲裁合意の一応の存在を認める限り、仲裁手続を進行させることができること（第六条）が規定されている。

（1） 「本件合意」は、二人以上の仲裁人に由るか、かつ、その合意は仲裁法一三条一項により、効力を有することができる民事上の紛争を対象とするものであることが認められるから、本件合意は仲裁法一三条一項により、効力を有することができる民事上の紛争を対象とするものではない旨定められているから、被

告が本件各特許の有効性を争うことは本件契約に何ら反するものではない。また、特許無効審判は特許に無効理由が存在する場合に、行政処分としての特許査定を無効とする審判であつて、「当事者が和解をすることができる民事上の紛争」ではないから、被告による無効審判請求は本件契約第一五条に反するものではないといつべきである。仮に、それが本件契約第一五条に反する行為であつたとしても、それは単に無効審判請求が不適法になるにすぎず、そのことによつて仲裁合意の効力そのものが失われ、本件訴えに關しても仲裁法一四項一項の適用が妨げられると解すべき理由はないから、この点に関する原告の主張も失当である。

（2） 以上によれば、上記(1)イ認定の本件合意は、既に生じた民事上の紛争又は将来

において生ずる一定の法律関係に関する民事上の紛争の全部又は一部の解決を一人又は二人以上の仲裁人に由るか、かつ、その合意は仲裁法一三条一項により、効力を有することができる民事上の紛争を対象とするものではない。したがつて、この点に關する原告の主張は失当である。

また、原告は、上記第二の三(2)記載のところ、被告が、本件各特許のうちの二件について無効審判請求をした点を問題としており、被告が、本件各特許のうちの二件に就することができる民事上の紛争を対象とするものではない旨定められているから、被告が本件各特許の有効性を争うことを妨げるものではない旨定められているから、被

告が本件各特許の有効性を争うことは本件契約に何ら反するものではない。また、特

訴無効審判は特許に無効理由が存在する場合に、行政処分としての特許査定を無効と

するものではない旨定められているから、被告が本件各特許の有効性を争うことは本件契約に何ら反するものではない。また、特

別表一、二△略

裁判長裁判官 高部眞規子 裁判官 東海林 保 田邊 実